

目次

トピックス

【1】改正小型無人機等飛行禁止法の施行に関するお知らせ

東海農政局からのお知らせ

- 【1】令和 8 年度「ディスカバー農山漁村（むら）の宝」の募集を開始しています
- 【2】スマート農業技術活用促進法に基づく生産方式革新実施計画の申請を受け付けています
- 【3】本メルマガにて情報発信しませんか？皆様からの情報提供をお待ちしております
- 【4】会員情報の変更等について

トピックス

【1】改正小型無人機等飛行禁止法の施行に関するお知らせ

「重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律」（以下「小型無人機等飛行禁止法」という。）が第 221 回国会において改正され、令和 8 年 7 月 14 日から施行されることとなりました。

本法律は、防衛関係施設や空港、原子力事業所、国の重要な施設等の周辺地域の上空において、ドローン等の飛行を原則として禁止するものです。テロや重大事案の発生を防ぐため、これらの施設の周辺には一定範囲の飛行禁止エリアが設けられています。

本改正により、ドローン等の飛行に当たって警察等への通報が必要になる範囲が、防衛関係施設等の周囲おおむね 1000m に拡大する（従来は 300m）ほか、当該地域で違法な飛行を行った者に対する罰則が創設されます。

防衛関係施設等の周辺でドローンや無人ヘリコプターを使用している農業者・サービス事業者の方々におかれては、これまで警察等への通報を必要としなかったほ場であっても、今後は通報が必要となる可能性があります。

つきましては、ご自身の作業地域を今一度ご確認くださいとともに、以下のリーフレット等をご確認いただき、所要の手続きを行っていただきますようお願いいたします。

▼案内リーフレットはこちら

https://www.npa.go.jp/bureau/security/kogatamujinki/pdf/r8_poster.pdf

■改正のポイント

○主な改正内容

- ・飛行禁止エリア（対象施設周辺地域）の拡大

重要施設周辺の飛行禁止エリアが、重要施設の敷地等の周囲「おおむね 300m」から「おおむね 1,000m」に拡大されます。

これにより、従来飛行可能であった地域でも、今後は規制対象となる可能性があります。

- ・罰則の創設

重要施設の「敷地等」の上空飛行に対する従前の罰則（1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金）に加え「敷地等」以外の飛行禁止エリアの上空飛行に対する罰則（6か月以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金）が創設されます。

- ・対象施設の追加

以下の施設のうち一時的に指定されるものが新たに対象施設に加わります。

▽国内要人が出席する行事会場等

▽外国要人が参加する国際会議の準備・運営のために使用される会議場

■例外的に飛行が認められるケース

○対象施設の管理者又はその同意を得た者による飛行禁止エリアの上空飛行

○土地の所有者・占有者又はその同意を得た者による当該土地の上空飛行

○国又は地方公共団体の業務を実施するために行う飛行禁止エリアの上空飛行

※ただし、都道府県公安委員会（警察）に加え、一定の場合には、管区海上保安本部長、対象防衛関係施設の管理者又は対象空港管理者への事前通報（原則として飛行開始の48時間前まで）が必要となります。

■今後「地理院地図」から対象施設周辺地域の範囲を確認できます

・ 国 土 地 理 院 が 運 営 す る 地 理 院 地 図 (https://maps.gsi.go.jp/#9/35.682728/139.751993/&base=std&ls=std%7Cdrone_rz_yz&disp=11&lcd=drone_rz_yz&vs=c1g1j0h0k0l0u0t0z0r0s0m0f1&d=m)や、小型無人機等飛行禁止法の対象施設周辺地域（レッドゾーン及びイエローゾーン）の範囲を今後確認できるようになる予定です。

・ 同地図画面左側に表示されている「地図を選択」メニューの「他機関の情報」を選択すると、人口集中地区（総務省統計局）や各種空域情報（国土交通省航空局）から航空法による規制範囲を重ねて確認することができます。

※現時点では重要施設周辺の飛行禁止範囲が「おおむね 300m」となっていますが、今後「おおむね 1,000m」へ拡大されます。

▼詳細についてはこちら

- ・警察庁 Web サイト：小型無人機等飛行禁止法に関する警察からのお知らせ

<https://www.npa.go.jp/bureau/security/kogatamujinki/kouhou.html>

- ・改正内容概要資料

https://www.npa.go.jp/bureau/security/kogatamujinki/pdf/r8_kaisei.pdf

【1】令和8年度「ディスカバー農山漁村（むら）の宝」の募集を開始しています

農林水産省では、「強い農林水産業」、「美しく活力ある農山漁村」の実現のため、「ディスカバー農山漁村（むら）の宝」として、地域の活性化や所得向上に取り組んでいる事例を募集しています。

「ディスカバー農山漁村（むら）の宝」とは、「強い農林水産業」、「美しく活力ある農山漁村」の実現のため、農山漁村が持つポテンシャルを引き出して地域の活性化や所得向上に取り組んでいる優良な事例を選定・発信し、他地域への波及を図る取組です。

本年も、他地域の参考となる素晴らしい取組事例を募集します。選定された地区には、選定証の授与を行うとともに、特設ウェブサイトでの活動の紹介などにより全国的な情報発信を行います。

皆様の取組を広く発信する良い機会になりますので、もしよろしければご応募いただけますと幸いです。

■募集する取組

・地域において、新たな需要の発掘・創造や潜在している地域資源の活用を図ることにより、農林水産業・地域の活力向上につながる次の（ア）から（ウ）のいずれかに該当する取組について、幅広く募集します。

（ア）美しく伝統ある農山漁村を次世代へ継承する取組

（イ）幅広い分野・地域との連携により農林水産業・農山漁村を再生する取組

（ウ）農林水産業の生産性向上、農林水産物や食品の需要拡大・付加価値向上に資する取組

・これらの取組を行っている方であれば、団体・個人のいずれでも応募いただくことが可能です（自薦・他薦は問いません）。

また過去に選定された団体・個人も応募いただくことが可能です。

■応募期間

締 切：令和8年8月31日（月）まで

■選定方法・結果について

・応募資料をもとに有識者懇談会が総合的に審査し、30地区程度を優良事例として選定します。

※特に「■募集する取組」（ウ）の生産性向上、需要拡大・付加価値向上に資する取組を重視します。

・以下の部門ごとに優秀賞を選定し、表彰します。

また部門を問わず、選定された優良事例の中から、最も優れた取組を「グランプリ」、分野ごとに先鋭的な取組を「特別賞」として選定し表彰します。

（ア）生産性向上部門

植物工場、陸上養殖、衛星情報や AI 解析などの先端技術の活用や田畑のフル活用等の取組

(イ) 需要拡大・付加価値向上部門

農林水産物や食品の需要拡大・輸出拡大、ブランド化など高付加価値化等の取組

- ・ 選定結果は、令和 8 年 10 月から 11 月頃に、特設ウェブサイト等で公表する予定です。
- ・ 選定された地区は、公表後に開催する選定証授与式及び交流会に招待される予定です。
- ・ また上記の全国表彰に加えて、東海農政局としても地方版ディスカバー農山漁村（むら）の宝として、表彰地区を選定します。
- ・ 選定された地区には、後日当局から選定証を授与させていただきます。

▼詳細・申し込みはこちらから

- ・ 以下 URL の特設ページをご確認いただき、必要書類を添付の上エントリー下さい。
- （応募の流れや用紙、フォームはページ下部にまとめられています）

<https://www.discovermuranotakara.com/sentei/>

▼参考リンク先はこちら

- ・ プレスリリース：令和 8 年度「ディスカバー農山漁村（むら）の宝」の募集を開始します
https://www.maff.go.jp/tokai/press/noson_keikaku/260615.html
- ・ 特設ウェブサイト：ディスカバー農山漁村（むら）の宝
<https://www.discovermuranotakara.com/>
- ・ 「ディスカバー農山漁村（むら）の宝」募集リーフレット
https://www.maff.go.jp/tokai/press/noson_keikaku/attach/pdf/260615-4.pdf
- ・ 「ディスカバー農山漁村（むら）の宝」全国選定団体・選定者一覧（東海農政局管内）
https://www.maff.go.jp/tokai/press/noson_keikaku/attach/pdf/260615-1.pdf

【2】スマート農業技術活用促進法に基づく生産方式革新実施計画の申請を受け付けています

生産方式革新実施計画は、スマート農業技術活用促進法に基づき、生産方式革新事業活動を行おうとする農業者等（農業者又はその組織する団体）を対象とした、スマート農業技術の活用と農産物の新たな生産の方式の導入をセットで相当規模で行い、農業の生産性を相当程度向上させる事業活動についての計画です。

この計画の認定を受けた場合、金融、税制、補助事業の優先採択（採択時のポイント加算）等の支援措置を受けることができます。

会員の皆様におかれましては、各種資料をご確認いただき、計画申請についてご検討いただけましたら幸いです。

また、皆様のお知り合いの農業者や農業団体、メーカーやスタートアップ、試験研究機関等にも是非、本計画認定制度についてご案内ください。

▼詳細はこちら

①スマート農業技術活用促進法について

<https://www.maff.go.jp/j/kanbo/smart/houritsu.html>

②生産方式革新実施計画の申請・認定に関する情報

<https://www.maff.go.jp/j/kanbo/smart/houritsu/241001.html>

③生産方式革新実施計画の概要(認定を受けるメリット等)(令和8年1月東海版パンフレット)

<https://www.maff.go.jp/tokai/seisan/kankyo/tech/attach/pdf/index-92.pdf>

④現在の認定状況

https://www.maff.go.jp/j/kanbo/smart/houritsu/seisan_ninntei_jyoukyou.html

【3】本メルマガにて情報発信しませんか？皆様からの情報提供をお待ちしております

スマート農業関係の補助金等の施策情報、製品情報、農業支援サービスに関する情報、研究情報のほか、各種イベント情報など、本メルマガに掲載し、発信したい情報はありますか？是非お気軽にご相談ください。

【4】会員情報の変更等について

自治体や企業等の会員の方で、人事異動等により登録した会員情報（担当者名やメールアドレス等）に変更がある場合は事務局までご連絡願います。

////////////////////////////////////

東海農政局ウェブサイト（スマート農業のページ）

<https://www.maff.go.jp/tokai/seisan/kankyo/tech/index.html>

〔お問合せ先〕

東海地域スマート農業推進ネットワーク事務局

東海農政局生産部環境・技術課

TEL：052-746-1313（平日 9:30～17:15）

東海__スマート農業<smart_tokai@maff.go.jp>

////////////////////////////////////

※ネットワークからの退会を希望する方は本メールに返信にてその旨ご連絡願います。その際、退会の理由を添えていただけますとありがたいです。

※配信エラーが続いたメールアドレスについては配信を停止します。引き続き受信をご希望の場合は、設定のご確認をお願いいたします。